

7月中旬に郵送 国保税の納税通知書

国民健康保険課
☎027・898・9250

国保税納税通知書を7月中旬に郵送。国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合、世帯に加入者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

納付方法は納付書か口座振替で納付する普通徴収と、年金から差し引いて納付する特別徴収があります。納付書で納める人は、納期限までに忘れずに納付してください。口座振替の人は、各納期限日に指定の口座から引き落とされます。口座振替の申し込みは、通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。ペイジー口座振替受付サービスも利用可能です。



特別徴収は、世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳未満の世帯で、一定の条件に該当する場合、世帯主が受給している年金から国保税が差し引かれます。特別徴収開始時

には通知します。税率などは下表のとおりです。

● 国保税の軽減制度

前年中の総所得金額の合計が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減。被保険者でない世帯主を含め、加入者全員の所得申告がされていることが必要です。また、離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などにより離職し、その後雇用保険を受給する場合、申告により対象者の前年給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証か同通知を用意して申告してください。

● 国保税の減免

次に該当し、国保税の納税が困難なときは、国保税が減免される場合があります。納期限までに申請書と必要書類を提出してください。詳しくは問い合わせるか、本ホームページをご覧ください。

① 災害や疾病など、特別の事情

黄緑色の封筒で郵送

後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険課
☎027・898・9253

8月1日(火)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。証の色は紫色です。現在使用している被保険者証の有効期限は7月31日(月)まで。新しい証は7月中に郵送します。なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い証を郵送する場合があります。

自己負担割合や所得区分、自己負担限度額は下表のとおり。同一世帯の被保険者の住民税課税所得(本年度)で判定します。自己負担割合は1割・2割・3割の3区分です。

● 自己負担割合を見直し

自己負担割合が3割と判定された場合でも、前年(前年中)の収入額が次のいずれかに該当すると、1割か2割負担になります。申請は不要です。

① 被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円未満
② 被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
③ 被保険者が世帯に1人(収入額383万円以上)で、他に70歳から74歳の人がある場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

自己負担割合、所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者Ⅲ		
同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% <多数回14万100円※>	
現役並み所得者Ⅱ		
同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% <多数回9万3,000円※>	
現役並み所得者Ⅰ		
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% <多数回4万4,400円※>	
一般Ⅱ		
① 同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上で年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ② 同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上で年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	1万8,000円か (6,000円+(医療費-3万円) ×10%) の低い方を適用 <年間上限14万4,000円>	5万7,600円 <多数回4万4,400円※>
一般Ⅰ		
現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	1万8,000円 <年間上限14万4,000円>	
低所得者Ⅱ		
同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ		
住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない	8,000円	1万5,000円

※過去12カ月の間に外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。



7月下旬頃に郵送 福祉医療費受給資格者証

国民健康保険課 ☎027-257-0680

受給資格者証の有効期限が7月31日(月)までの人で引き続き受給資格がある人に、新しい受給資格者証を郵送します。

● 重度心身・高齢重度障害者

8月1日(火)から、受給資格の対象要件に所得制限を追加。基準を満たす人に新しい受給資格者証を郵送します。なお、所得判定ができない人には、7月上旬に通知を送付します。

● ひとり親家庭等福祉医療

本年度から、受給資格の対象要件を引き続き満たしている場合、更新手続きを省略し自動で新しい受給資格者証を郵送。所得の申告がない人や婚姻状況などの確認が必要な人には7月上旬に通知を送付します。

● 申請で医療費助成

市内在住で次のいずれかに該当する人は、医療費の助成を受けられます。

① 高校生世代までの子ども
② ひとり親家庭(所得制限有り)
③ 重度の障害者(身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級相当、療育手帳A判定、知能指数35以下、特別児童扶養手当1級(所得制限有り))



所得が著しく減少する世帯
② 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が3月31日までに死亡したか重篤な傷病を負った世帯
③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、前年中の主たる生計維持者の収入が令和3年中と比較し減少した世帯
②③は、納期限が4月以後の昨年度課税分のみ対象



本年度国保税の税率と金額		
区分	税率と金額	
① 医療給付費分	所得割税率	6.80%
	被保険者均等割額	2万4,600円
	世帯別平等割額	1万6,800円
	課税限度額	65万円
② 後期高齢者支援金分	所得割税率	2.50%
	被保険者均等割額	1万3,200円
	課税限度額	22万円
③ 介護納付金分(40~64歳)	所得割税率	2.50%
	被保険者均等割額	1万5,600円
	課税限度額	17万円

決定通知書を郵送

後期高齢者医療保険料

国民健康保険課
☎027・898・5955

後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中旬に発送。対象は75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

納付方法は年金から差し引かれる特別徴収と納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納付書が同封されている場合には、納期限までに納めてください。国保税を口座振替していた人でも、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。

● 保険料率と賦課限度額が改定

本年度は所得割率が8・89%に、均等割額が4万5,700円になります。賦課限度額は66万円です。

● 保険料の減免

災害などの特別な事情で収入が著しく減少し保険料を納付できないときは、申請で減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせください。

